

青森県報

第二千六百六十三号

平成十八年
八月七日
(月曜日)

目次

救急病院の廃止	……………	(医療業務課)	…	一
基本測量の実施	……………	(監理課)	…	一
道路の供用の開始	……………	(道路課)	…	二
漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出	……………	(農林水産所)	…	二
公 告	……………	(民生生活課)	…	二
特定非常営利活動促進法第十条第一項の規定による公告	……………	(文化課)	…	二
右 同	……………	(同)	…	三
換地計画の決定	……………	(農村整備課)	…	三
右 同	……………	(同)	…	三
出先機関	……………	(同)	…	三
土地改良区の役員の住所変更	……………	(農林水産所)	…	三
土地改良区の役員の就任及び退任	……………	(同)	…	四
正 誤	……………	(総務学事課)	…	四
平成十八年七月三十一日定例目次中	……………	(健康福祉課)	…	四
平成十八年七月三日定例告示中	……………	(政策課)	…	四

告 示

青森県告示第五百七十三号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成十八年八月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地
弘前市立病院	弘前市大字大町三丁目八の一

青森県告示第五百七十四号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成十八年八月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）
- 二 作業期間
平成十八年八月十四日から平成十九年一月二十五日まで
- 三 作業地域
青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市

東津軽郡平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町
西津軽郡鰺ヶ沢町、深浦町

中津軽郡西目屋村
南津軽郡藤崎町、大鰐町、田舎館村

北津軽郡板柳町、鶴田町、中泊町

上北郡野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村

下北郡大間町、東通村、風間浦村、佐井村

三戸郡三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村

青森県告示第五百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年九月六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年八月七日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
国道 四五四号	三戸郡五戸町大字扇田字寺沢四〇の一から 三戸郡五戸町大字扇田字扇田八九の一まで	平成一八・八・七

青森県告示第五百七十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年八月七日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項

指定漁船調書の縦覧

加入区 名 称	発起人の住所及び氏名	期 間	場 所
大戸瀬	西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見 形二四六番地 小 野 文 秋 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見 形二九七番地一 古 川 俊 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見 形一四番地二〇 古 川 兼 寿	平成十八年八 月七日から同 月二十一日ま で	大戸瀬漁業 協同組合

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年八月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成十八年七月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ちゅうおう作業所
- 三 代表者の氏名
久保 キ又正
- 四 主たる事務所の所在地
青森市中央一丁目二〇の一七
- 五 定款に記載された目的

本会は、障害を持った人たちが、自立した生活を営んでいくために必要な事業を行うことにより、福祉の推進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年八月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十八年七月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ひらかわマイバスの会
- 三 代表者の氏名
佐藤 成子
- 四 主たる事務所の所在地
平川市唐竹葛原一七八の一四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、平川市で実施しているコミュニティバス事業について、市民の意見・提言等を広く反映させることにより、市民が望む市民のための公共交通機関として発展させ、高齢者と子ども達をはじめ平川市民が安心・安全に暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、増館地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年八月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十八年八月八日から同年九月四日まで
- 三 縦覧の場所
青森市役所
藤崎町役場

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、片岸地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年八月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十八年八月八日から同年九月四日まで
- 三 縦覧の場所
南部町役場

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、淋代平土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

